

特定建設工事共同企業体参加申請書

令和 年 月 日

いなべ市長 日沖 靖 殿

今般、連帯責任によって、「産業振興支援施設設計等及び新築工事」を行うため、
 _____を代表とする_____特定建設工事共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて参加を申請します。

なお、この申請書および添付書類のすべての記載事項は、事実を相違ないことを誓約します。

1 共同企業体の名称 _____特定建設工事共同企業体

2 共同企業体の構成員

(1) 代表者 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 名 印

(2) 構成員 住 所
 商号又は名称
 代 表 者 名 印

3 構成員の該当技術者

代表者

| | |
|--------------------------------|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | |
| 法令による取得資格及び免許 番号 (取得している場合) | |

構成員

| | |
|--------------------------------|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | |
| 法令による取得資格及び免許 番号 (取得している場合) | |

委 任 状

令和 年 月 日

いなべ市長 日沖 靖 殿

特定建設工事共同企業体の名称

_____特定建設工事共同企業体

委 任 者

共同企業体の構成員

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記の者を代理人と定め、いなべ市産業振興支援施設設計等及び新築工事実施設計業務における次に掲げる行為の一切の権限を委任する。

委 任 事 項

- 1 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
- 2 見積、入札に関する一切の権限
- 3 前項に関し副代理人選任の権限
- 4 委託業務契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 5 委託業務代金の請求、及び受領に関する一切の権限
- 6 その他上記に付随する一切の権限

受 任 者

共同企業体の構成員

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) いなべ市発注に係る産業振興支援施設設計等及び新築工事（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本建設工事」という。）

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当建設工事共同企業体は、○○○○○○○○○○特定建設工事共同企業体（以下、「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、本建設工事の委託契約の履行後6ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本建設工事を受託することができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本建設工事に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

- ・住所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○○○○○会社
- ・住所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○○○○○会社
- ・住所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○○○○○会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、○○○○○○○○○○を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本建設工事の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を

行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当共同体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け本建設工事の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引を行うものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同体が本建設工事を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において、破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

いなべ市産業振興支援施設設計等及び新築工事業務については、特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当共同体構成員の変更増減があっても構成員の出資割合は変わらないものとする。

記

- 1 業務の名称 業務
- 2 出資の割合 ○○○会社 ○○%
○○○会社 ○○%

○○○○○会社外○社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

○○○○○○○○○○○特定建設工事共同企業体

代表者

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

構成員

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

構成員

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印